

○ 警備部門が整備したドローンの部門を越えた利活用の更なる推進について（通達）

令和7.7.29 丁備一発第138号、丁企画発第527号、丁技企発第640号、丁会発第1233号、丁通基発第169号、丁生企発第481号、丁刑企発第113号、丁交企発第199号、丁公発第79号、丁外事発第153号、丁国テ発第177号、丁備二発第125号、丁備三発第136号 警察庁警備局警備運用部警備第一課長、警察庁長官官房企画課長、警察庁長官官房技術企画課長、警察庁長官官房会計課長、警察庁長官官房通信基盤課長、警察庁生活安全局生活安全企画課長、警察庁刑事局刑事企画課長、警察庁交通局交通企画課長、警察庁警備局公安課長、警察庁警備局外事情報部外事課長、警察庁警備局外事情報部国際テロリズム対策課長、警察庁警備局警備運用部警備第二課長、警察庁警備局警備運用部警備第三課長から皇宮警察本部副本部長、各管区警察局長総務担当部長、各管区警察局長広域調整担当部長、各管区警察局長情報通信部長、四国警察支局長情報通信部長、東京都警察情報通信部長、北海道警察情報通信部長、各府県(方面)情報通信部長、警視庁警備部長、警視庁総務部長、警視庁警務部長、警視庁交通部長、警視庁地域部長、警視庁公安部長、警視庁生活安全部長、警視庁刑事部長、警視庁組織犯罪対策部長、各道府県警察本部長

(概要)

警備部門が整備したドローンについて、災害対処、警衛警護、雑踏警備、銃器使用等事案での現場確認、NBC事案等発生時における被害状況の把握、不審物件の外形観察等の警備実施関連業務に利活用してきたところであるが、これら活動に用いない状況において、他部門から要請があった際に、部門を越えて幅広く警察活動全体に当該ドローンを利活用していくことは、単に警察業務の効率化に資するだけでなく、これまでは困難であった業務を警察官等の安全性を確保した上で可能にし、ひいては個人の生命、身体及び財産の保護という警察目的に大きく資することにつながるものである。

こうしたことを踏まえ、各都道府県警察に対して、操縦士の育成等も含めて、これに積極的に取り組むよう指示したものの。